

令和5年6月21日  
阿賀町役場総務課

## 懲戒処分等の公表

当町の水道事業会計の公金横領について、本日付で当該本人（以下「職員」という。）及び関係する上司の職にあった者に対して、地方公務員法第29条の規定に基づき懲戒処分を行いました。

また、町長が町政に対する信用を失墜させた責任をとるため、3か月間給料の10分の3に相当する額を減額することとし、そのための条例の一部改正について本日議会可決されました。

### 1 職員の処分

- ◆ 所 属 こども・健康推進課（当時の所属は建設課）
- ◆ 職 名 主任
- ◆ 氏 名 庄司 理恵
- ◆ 年 齢 45歳
- ◆ 処分内容 免職
- ◆ 処分年月日 令和5年6月21日
- ◆ 処分理由

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反、信用失墜行為の禁止違反

5月29日、職員から総務課長に「町のお金を私的に使った」との申し出があり、それを受けて帳票等の突合をしたところ、概ね申し出た額の用途不明金が判明した。

その後の調査の結果、職員は、平成24年10月から令和5年3月までの間に、少なくとも191回、阿賀町水道事業会計における公金66,963,277円を横領し、その事実を隠すために虚偽の書類を作成して上司に報告していた。

なお、横領した公金の用途については、職員から「生活費に使った」と聞き取っている。

また、その横領金の一部66,000,000円は、6月1日に返済があり町が一時預かりしており、横領金と一時預り金との差額963,277円については、早期の返済を求めていく。

### 2 関係する上司の職にあった者の処分（職名は関係した当時の最上位職）

- ◆ 処分内容
  - 建設課長の職にあった者 減給10分の1（3か月）
  - 建設課長補佐の職にあった者① 減給10分の1（2か月）
  - 建設課長補佐の職にあった者② 減給10分の1（2か月）
  - 建設課長補佐の職にあった者③ 減給10分の1（1か月）

- 建設課上下水道係長の職にあった者① 減給10分の1（2か月）
- 建設課上下水道係長の職にあった者② 減給10分の1（1か月）
- 建設課上下水道係長の職にあった者③ 減給10分の1（1か月）

◆ 処分年月日 令和5年6月21日

◆ 処分理由

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反

上記7人は、職員ひとりに会計処理を任せ、長期に渡り高額な公金横領を防ぐことができず、本事案を防止するための指導、監督等を怠っていた。

### 3 町長の給料の減額とその期間

- ◆ 10分の3に相当する額を3か月減ずる。（令和5年7月～9月分）

### 4 刑事告訴について

本事案については、津川警察署に相談のうえ刑事告訴を行う準備を進める。

### 5 再発防止の取組について

事件発覚直後から、小切手振り出しの処理は課長の確認の元に行う、支払い処理等は複数の決裁者により決定するなど、一義的な再発防止に努めている。今後は、組織体制や会計処理の見直しなど、抜本的な対策を検討し、更なる再発防止に努める。

### 6 町長のコメント

町職員が長年にわたり不正を繰り返していたことは、町民の皆様の信頼を著しく損なうとともに、阿賀町の名誉・信用をも失墜させる行為であり、痛恨の極みであります。今後は、二度とこうした事件、不正行為が起きることのないよう、組織の在り方、業務執行体制の改善、そして職員指導を徹底し、一日も早い信頼回復に向けて努めてまいります。

※ 今回は、記者会見の予定はありません。

<問い合わせ先>

阿賀町役場総務課

課長 野村 秀樹

TEL 0254-92-3113 FAX 0254-92-5479